

MALAYSIA MARKET & BUSINESS ENVIRONMENT REPORT

マレーシア 現地市場・ビジネス環境調査レポート

産業用水処理分野 ／ 産業廃棄物処理分野 ／ 住環境家電分野

Borderless Consulting Sdn. Bhd. | 2026年8月時点

目次

章	主な内容	頁
エグゼクティブサマリー	市場と需要／日本企業の進め方	p.3～4
1. マレーシアの事業環境	マクロ環境、日本から輸出する際の税金、通商環境とFTA、環境政策・国家計画、環境規制のフレームワーク、環境品質（改正）法2024	p.5～11
2. 産業用水処理分野	概観、主要産業別の排水課題、社会課題・ニーズ（産業排水・上水）、排水基準、パーム油排水（POME）、陸上養殖（RAS）、ポテンシャル、参入事例	p.12～22
3. 産業廃棄物処理分野	概観、スケジュール廃棄物の区分と排出事業者の義務、社会課題・ニーズ、廃棄物の資源化（SAF）、ポテンシャルと参入の留意点	p.23～28
4. 住環境家電分野	社会課題・消費者ニーズ、市場の概況、規制・認証、参入事例	p.29～33
5. 日本企業の参入に向けて	横断SWOT（日本企業の視点）、参入の進め方	p.34～36
出典一覧・その他・免責／本報告書の作成者	出典、為替レート、免責事項、作成者の紹介	p.37～38

エグゼクティブサマリー (1) : 市場と需要

規制強化が最大の追い風

環境品質（改正）法2024（2024年7月施行）により、罰金の上限はRM1,000万（約4億円）に引き上げられた。内陸水域の汚染とスケジュール廃棄物の違反には、5年以下の拘禁刑が必ず科される。違反コストの上昇が、処理設備と適正処理への投資を押し上げている。

産業用水処理・産業廃棄物処理：更新需要が中心

事業者の環境保護支出は年間RM31億（約1,240億円、2021年）で、79.8%を製造業が占める。求められているのは新設よりも、既存設備の高効率化、水の再利用、汚泥・有害廃棄物の適正処理である。

応用分野：POME・陸上養殖・SAF

パーム油排水（POME）は、ミル単位の小口案件が全国に分散しており、設備・部材・保守の単位で中小企業も関わりやすい。陸上養殖では水質管理に、SAFでは原料の回収・前処理に、水処理技術が活きる。

住環境家電：レンタル市場が拡大

浄水器・空気清浄機などの月額レンタル市場は、2029年にRM100億（約4,000億円）が見込まれる。韓国勢が先行しており参入障壁は高いが、性能と省エネを重視する層の需要がある。

商談で効く訴求は、基準を確実に満たせること、運転コストが読めること、現地で保守できることの3点である。住環境家電分野では、SIRIM・MEPS・MyHIAUの認証を揃えることで、低価格の非認証品との価格競争を避けやすい。

エグゼクティブサマリー（2）：日本企業の進め方

入口は商談パートナー探し

本事業は、日本からの製品・技術の輸出を前提に、現地の代理店、設計・調達・建設（EPC）事業者、水処理エンジニアリング会社との商談の機会を提供する。まずモノの取引を作り、現地法人の設立は取引が軌道に乗った後の選択肢とする。

輸出時の税負担を見積もる

輸入関税はHSコードごとに従価2%～60%で定められ、機械類は一般に無税又は低税率である。課税対象品には輸入時に売上税5%又は10%がかかる。経済連携協定（MJEPA・AJCEP・RCEP・CPTPP）の特恵税率を使えるかを、製品ごとに確認する。

中小企業の参入余地

産業用水処理では、ミル単位のPOME案件、膜・計装・薬剤などの部材と消耗品、既存設備の更新部品が、中小企業でも取り組みやすい単位になる。レンタル市場では、レンタル事業者になるより、事業者・販売店への製品・部材の供給が現実的である。

レンタル市場をどう狙うか

月額レンタルの運営は資金負担と全国の保守網を要し、中小企業が単独で担うのは難しい。一方、価格の競争とは別に、ろ過性能・耐久性・省エネ性能を重視する層がある。認証と性能データを揃え、既存事業者の高品質品として供給する道筋が考えられる。

結論：規制起点で確実に生まれる需要を、現地の商流（代理店・EPC事業者）に乗せて取りに行く。モノの取引で実績を作り、保守・サービスへ広げるのが現実的な順序である。

CHAPTER 1

マレーシアの事業環境

マクロ環境／輸出時の税金／通商環境とFTA／環境政策・国家計画／環境規制と2024年改正

1. マレーシアの事業環境

1-1 マクロ環境（概況）

RM2.03兆

2025年の国内総生産
(GDP、現在価格。約81兆
円。実質+5.2%)

RM57,200

1人当たり国民総所得
(GNI、2025年。約229万
円)

3,423万

人口（2025年）

82.5%

サービス業・製造業が
GDPに占める割合（2025
年）

ビジネス環境のポイント

- ・高所得国入りが目前である。電気・電子（E&E）製造業の一大輸出拠点であり、環境対応は「コスト」から「存続要件」に変わりつつある
- ・通商面では複数の経済連携協定に参加しており（1-3参照）、日本から部材・設備を輸出する際に関税面の優位を取りやすい
- ・家計債務は対GDP84.8%（2025年末）と高く、消費は初期費用を抑える月額型に向かいやすい（住環境家電分野の背景）
- ・2025年はサービス業+5.4%・製造業+4.5%・建設業+12.2%が伸長し、実質GDPは+5.2%となった
- ・進出日系企業は1,657社（製造業843社、非製造業814社。2026年3月時点）であり、現地には日系の商流と人材の基盤がある

1-2 日本から輸出する際の税金

税目	内容	日本企業にとっての意味
輸入関税	HSコードごとに従価2%～60%。機械類は一般に無税又は低税率	製品のHSコードで税率が決まるため、商談前に確認する
売上税（輸入時）	課税対象品は輸入時に5%又は10%	輸入者（現地の代理店・バイヤー）が納付し、販売価格に反映される
FTA特惠税率	MJEPA・AJCEP・RCEP・CPTPPで関税を減免	原産地規則を満たし、所定の方法で原産地を証明する必要がある
サービス税	課税サービスに8%（一部6%）	据付・保守を現地で提供する段階で関係する

本事業は、日本からの輸出（モノの取引）を前提としている。現地法人・支店・駐在員事務所といった進出形態は、取引が軌道に乗った後に検討すれば足りる。まずは製品ごとのHSコードを特定し、関税・売上税と特惠税率の有無を確認することが出発点になる。

実務のポイント

- 輸入関税と売上税は、通常は輸入者である現地の代理店・バイヤーが納付する。見積りでは、日本側がどこまでの費用を負担するか（貿易条件）を明確にしておく
- 同じ製品でも、どの協定を使うかで税率が変わることがある。協定ごとの特惠税率を比べて選ぶ
- 特惠の適用には、日本側で原産地の証明手続が要る。手続は税関と日本商工会議所が案内している
- 現地法人を設けて事業を行う段階では、法人税（標準24%）も検討の対象になる

1-3 通商環境とFTAの活用

AJCEP / MJEPA

日ASEAN包括的経済連携協定（AJCEP）及び日マレーシア経済連携協定（MJEPA）。日本からの部材・設備の関税負担を低減する

RCEP

地域的な包括的経済連携協定（RCEP）。広域の関税削減と累積原産地規則により、サプライチェーン設計に有利

CPTPP

環太平洋パートナーシップ協定（CPTPP）。高水準の自由化により、物品・サービスの市場アクセスを確保する

ATIGA

ASEAN物品貿易協定（ATIGA）。AFTAを実現する協定であり、マレーシアを含むASEAN6か国は対象品目の99.20%で関税を撤廃している

日本の対マレーシア主要輸出品目は電気機器24.3%、輸送機器16.2%、一般機械15.0%（2025年）で、電気・電子関連が輸出の約4分の1を占める。環境対応の設備・部材もこの通商の枠組みの中で扱われる。

1-4 環境政策・国家計画と本分野の需要

計画・制度	関係する分野	生まれる需要（ビジネスチャンス）
第13次マレーシア計画（RMK13） 2026～2030年。循環経済の推進を掲げる	産業用水処理、産業廃棄物処理	循環経済と廃棄物管理の強化が国家計画に位置付けられ、工場の処理設備の更新と環境投資を後押しする
NETR（2023年） 国家エネルギー転換ロードマップ	産業廃棄物処理（SAF）	SAF混合の方針（開始時1%から2050年47%）により、廃食油・POME・パーム残渣の回収、前処理、排水・残渣処理の設備需要が生まれる
ネットゼロ2050 2050年の温室効果ガス排出の実質ゼロ目標	産業用水処理、産業廃棄物処理、住環境家電	工場の脱炭素投資の中で、省エネ型の処理設備、POMEのバイオガス回収、省エネ家電の需要が高まる
NAP 2.0（2021～2030年） 国家農食料政策2.0	産業用水処理（陸上養殖）	技術を基盤とする農食料部門への転換を掲げる。陸上養殖（RAS）が広がれば、ろ過・生物処理・殺菌・水質計測の設備需要が生まれる
環境品質（改正）法2024 Akta A1712。2024年7月7日施行	産業用水処理、産業廃棄物処理	罰則の強化により、排水処理設備の更新、スケジュール廃棄物の適正処理と減容への投資が避けられなくなった
MyHIJAU／GITA資産 政府公式のグリーン認証と税務優遇	産業用水処理、産業廃棄物処理、住環境家電	MyHIJAU掲載の設備を自社用に導入すると、税額控除（GITA資産）の対象になる。掲載済みの日本製品を選ぶ動機になる

1-5 環境規制のフレームワーク

環境品質法 (Environmental Quality Act 1974) — 監督：環境局 (DOE)

産業排水規則 2009

30項目の排出基準を定め、CODは業種別に定める（一般の業種はStandard A=80、B=200 mg/L）。飲用の取水点の上流の集水域かどうかで適用基準が変わる

スケジュール廃棄物規則 2005

有害廃棄物を77コードに分類する。排出事業者に、届出・表示・保管の管理と、所定の施設（prescribed premises）での処分を義務付ける

Crude Palm Oil規則 1977

パーム油ミルの排水（POME）を規制する。最終排水のBOD限度は規則上100 mg/Lだが、サラワク・サバと半島部の一部の地域では20 mg/Lが適用されている

読み方：環境品質法1974が上位法で、分野ごとの規則がその下にぶら下がる構造になっている。日本企業が関わるのは主に上記3規則であり、2024年の改正は上位法の罰則を引き上げたため、3規則すべての違反コストが同時に上がった（次頁）。排水は第2章、廃棄物は第3章で詳しく扱う。

1-6 規制強化の核心：環境品質（改正）法2024

環境品質（改正）法2024（Akta A1712）。2024年7月7日施行（官報 P.U.(B) 243/2024）。罰則を大幅に強化

違反類型（改正後の条文）	強化後の罰則
内陸水域の汚染（第25条）	5年以下の拘禁刑が必ず科され、RM5万～1,000万（約200万～4億円）の罰金の対象にもなる
スケジュール廃棄物の違反（第34B条）	5年以下の拘禁刑が必ず科され、RM10万～1,000万（約400万～4億円）の罰金の対象にもなる
油の排出（第27条）	RM10万～1,000万（約400万～4億円）の罰金若しくは5年以下の拘禁刑、又はその両方
大気の汚染（第22条）	RM1万～100万（約40万～4,000万円）の罰金若しくは5年以下の拘禁刑、又はその両方

ビジネスへの含意

- 違反コストが跳ね上がり、処理設備と適正処理への投資が「回避不能」になった
- 取締りも強化された。内陸水域の汚染とスケジュール廃棄物の違反では拘禁刑が必ず科されるため、DOEによる摘発がそのまま経営リスクになる
- 規制起点の確実な需要であり、日本の高度処理技術にとっての好機になる
- 日本企業への示唆：バイヤーとなる現地企業にとって、処理設備の更新は「いつかやること」から「やらないと事業が止まること」に変わった。商談では費用対効果より、基準を確実に満たせるかが先に問われやすい

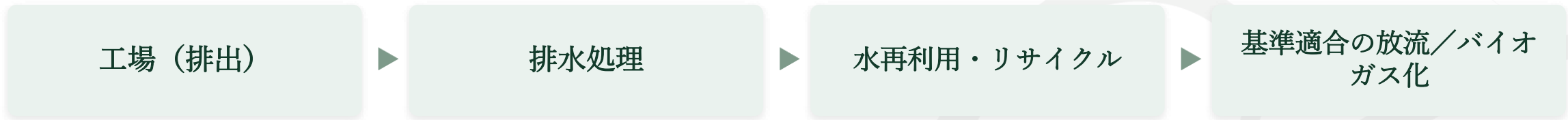
CHAPTER 2

産業用水処理分野

概観／社会課題・ニーズ（産業排水・上水）／排水基準／POME／陸上養殖／ポテンシャル／参入事例

2-1 概観とスコープ

バリューチェーン（本調査は工場・産業向けに限定）



スコープと需要の中心

- 対象：工場内で発生する産業排水の処理と水の再利用（公共上下水インフラは対象外）
- 監督官庁は環境局（DOE）、根拠は環境品質法（EQA 1974）、産業排水規則2009及びパーム油に関する規則1977である（1-5 参照）
- 需要の中心は、規制対応のための「高効率処理設備への更新」と「水の再利用・リサイクル」である
- 市場規模の目安：事業者の環境保護支出は年間RM31億（約1,240億円、2021年）。このうち、排水などの汚染の防止・削減にあたる「汚染管理」がRM22.1億（約884億円、70.9%）で最大の支出項目である
- 「環境保護支出」は、事業者が汚染の防止・削減と廃棄物の管理に支出した費用であり、運営費（77.1%）と設備投資（22.9%）の双方を含む
- 支出全体の79.8%（RM24.9億、約996億円）を製造業が占めており、需要の中心が工場向けであることを裏付ける

2-2 主要産業別の排水課題

産業	主な排水の特性	課題・技術ニーズ
パーム油	パーム油排水（POME）。生物化学的酸素要求量（BOD）・化学的酸素要求量（COD）が高い有機排水	嫌気処理＋バイオガス回収、仕上げ処理
電気・電子（E&E）	超純水の需要、めっき・重金属を含む排水	超純水供給、重金属除去、水再利用（コスト削減）
化学・石油化学	高負荷・難分解性排水	高度処理・排水ゼロ化（ZLD）
食品・飲料	高BOD/CODの有機排水	生物処理の高度化、負荷変動対応

2-3 社会課題・ニーズ①：産業排水

求められていること

- 排出基準の未達は操業リスクに直結する。産業排水規則2009の基準は工場が放流する排水そのものにかかるため、処理設備の性能がそのまま法令適合性を左右する
- 老朽化した産業排水処理設備（IETS）の高効率設備への更新。能力不足は基準未達に直結するため、更新は規制対応そのものになる
- 水の再利用・リサイクル。取水量と排水量の双方を減らせるため、コスト削減と規制対応を同時に満たせる
- 汚泥の減容と適正処分。排水処理で生じる汚泥は廃棄物側の規制ともつながるため、排水と廃棄物は一体で設計する必要がある

日本の膜処理・高度水浄化技術が直接活きる領域である。求められているのは新規プラントの建設よりも、既存設備の能力を引き上げる更新と、水を再利用に回す工程の追加である。

技術の概要（一般的な特徴）

膜分離活性汚泥法（MBR）

生物処理と膜ろ過を組み合わせ、処理水の濁りを膜で取り除く方式である

凝集処理

薬剤で微細な粒子を凝集させて取り除く。前処理と仕上げ処理の双方で使われる

MBRは沈殿槽を用いる従来法に比べて設置面積が小さく、処理水質が安定しやすい

※ 上記は一般的な技術の特徴であり、特定設備の性能を示すものではない。実案件の達成値と処理コストの実額（RM/m³等）は、案件ごとに条件が異なるため、個別の商談の中で確認する性質の情報である

2-4 社会課題・ニーズ②：上水の信頼性

約34%

無収水率（NRW、2025年、半島部及びラブアン）。浄水場から送り出した水のうち、漏水などで料金収入に結び付かない割合を指す。連邦政府は2030年までに28.8%へ下げる目標を掲げている

工場側の「自前処理・再利用」動機

- 無収水率が高く、配管系統での汚染懸念もあるため、工場は水の安定確保に不安を抱えやすい
- これが、工業用水の自前処理・再利用（リサイクル）に投資する動機になる
- 公共インフラそのものは本調査の対象外だが、その脆弱性が産業側の水処理需要を生んでいる
- 水再生と排水ゼロ化（ZLD）は、規制対応とコスト削減（取水量・排水量の圧縮）を両立する
- 読み方：上水への不安は、産業用水処理（工場の自前処理）と住環境家電（家庭用浄水器）の双方の需要の根にある。本報告書が2つの分野を並べて扱う理由でもある

2-5 排水基準の詳細（産業排水規則2009）

区分	COD（一般の業種）	適用条件
Standard A	80 mg/L	飲用の取水点より上流の集水域（第6附則に列挙。より厳格）
Standard B	200 mg/L	その他の内陸水域又はマレーシアの水域

ポイント

- 第5附則が30項目（BOD・SS・重金属・pH等）の基準を定め、CODは第7附則で業種別に定める（パルプ・製紙、繊維、発酵などは別の値）
- 取水点との位置関係で基準が二段階に分かれる。立地により求められる処理レベルが変わる
- 基準厳格化の流れと環境品質（改正）法2024の高罰則化が、処理の高度化と設備更新の需要を押し上げる
- 読み方：Standard AとBの違いは立地で決まり、事業者が選べるものではない。上流・集水域に立地する工場は、同じ業種でもより高い処理性能を求められる
- 商談での使い方：引き合いを受けた際に、対象工場がどちらの基準の区域にあるかを確認すると、求められる処理レベルの目安が付く

2-6 パーム油排水（POME）と商機

課題

- パーム油を搾る工程で出る高負荷の有機排水である。有機分が多く、そのままでは放流できない
- 最終排水のBOD限度は規則上100 mg/Lだが、サラワクでは2006年から20 mg/Lに改められ、サバと半島部の一部の地域でも20 mg/Lが適用されている。より高度な仕上げ処理が要る
- 大量のミルが全国に分散しており、処理需要が大きい

ビジネス機会

- 嫌気処理とバイオガス回収（新設と増設のミルにはMPOBが義務付け）
- 仕上げ処理と排水ゼロ化（ZLD）

なぜ日本技術に好機か

- 高負荷排水の安定処理と省エネは日本勢の強みである
- バイオガスはエネルギー化で追加収益を生み、脱炭素にも寄与する
- 廃棄物利用（第3章のSAF・バイオマス）とも連続する成長領域である
- MPOBは2014年以降、新設のミルと処理能力を増やすミルにバイオガス回収を義務付けている
- 読み方：POMEはパーム油を搾る工程で必ず出る排水であり、ミルが操業する限り発生し続ける。需要が景気ではなく生産量に連動する点が、設備事業として読みやすい
- 参入の形：ミル単位で処理設備を持つため、案件は小口で数が多い。全国一括の大型案件ではなく、地域のEPC事業者と組んで積み上げる形になりやすく、大型プラントを手がける企業に限らず、設備単体・部材・保守の単位で中小企業も関わりやすい（本調査による評価）

2-7 陸上養殖（RAS）①：生産規模と政策

51.2万トン

養殖の生産量（2024年。
2020年比+28%）

39.2万トン

汽水養殖の生産量（2024
年、前年比0.4%減）

USD16億

東南アジアのRAS市場
（2025年、調査会社推
計）

年5%

同市場の成長見通し（2026
～2035年。2035年にUSD26
億）

政策と支援

- 国家農食料政策2.0（NAP 2.0、2021～2030年）は、持続可能で技術を基盤とする農食料部門を目指している。学術レビュー（Frontiers 2025）は、循環式養殖（RAS）による内陸・陸上養殖の拡大を提言している
- 水産局（DOF）の養殖部門は、養殖戦略計画の実施を管理し、海面養殖ではIoTの導入を含む技術移転を進めている。マレーシア計画に基づく開発予算と特別事業では、民間の参画も調整している
- 養殖事業者向けの支援制度（SPeKS AKUA）は、技術・インフラ・機器を含む支援を提供しており、適正農業規範の認証（MyGAP）への参加も促している
- 東南アジアのRAS市場の約58%はインドネシアが占める（同推計）。マレーシア単体のRAS市場規模を示す公的統計は、本調査の範囲では確認できなかった

2-8 陸上養殖（RAS）②：水処理技術の応用余地

需要の特徴

- エビ・グルーパーなど高付加価値種の養殖が既にあり、エビ類は水産物輸出の29%（2021年）を占める。輸出品目であるため、品質と衛生の管理水準が問われる
- 淡水養殖場のうち適正農業規範（MyGAP）に適合するのは37%にとどまり、主な理由は費用とされる

品質管理の底上げは、ろ過・殺菌・水質計測の設備で応えられる課題であり、水処理技術の入り口になる（本調査による評価）。

水処理技術の応用余地

- RASは水を循環利用するため、ろ過・生物処理・殺菌・水質管理が心臓部になる
- 水処理・膜・計装の技術がそのまま活きる分野である
- 読み方：RASは水を入れ替えずに循環させるため、水質が崩れれば魚が死ぬ。処理の安定性が事業の成否に直結し、価格よりも信頼性が選定の基準になりやすい
- 日本企業の関わり方：養殖事業そのものではなく、ろ過・殺菌の装置、水質センサーなどの設備・部材の供給と、既存の養殖場の水処理の高度化が入り口になる（本調査による評価）

2-9 ビジネスポテンシャル総括

追い風（規制×政策）

- 環境品質（改正）法2024の高罰則化により、排水処理設備の更新が回避不能になっている
- 排水基準の厳格化と無収水率（NRW）の高さが、工場側の水再利用需要を生む
- NAP 2.0は技術を基盤とする農食料部門を掲げており、陸上養殖（RAS）は水処理技術の応用分野になり得る
- 日本との経済連携協定により、設備・部材の輸出で関税面の優位を取りやすい

日本技術の適合

- 日本の膜処理・高度水浄化技術が、厳格化する排水規制への直接の解になる
- POMEのバイオガス化、陸上養殖の水処理は成長領域である
- 省エネと水再利用により、コスト削減と規制対応を両立できる
- 現地の設計・調達・建設（EPC）事業者・代理店との商流に乗せて展開する
- 商談で効きやすい訴求：基準を確実に満たせること、運転コストが読めること、現地で保守できることの3点である。これが揃うと検討が前に進みやすい

2-10 参入事例・留意点

参入・事例

- 現地の設計・調達・建設（EPC）事業者、水処理エンジニアリング会社、機器代理店が導入・再販の商流を担う。日本企業にとって最初の接点はこれらの事業者になる
- 官民の関係が重要な案件では、現地企業との協業がリスクの分散につながる
- 日本企業例：パナソニックは2024年、マレーシア国民大学との共同研究で、現地の水道水は煮沸より自社の浄水カートリッジでろ過した方が不純物を多く除去したとの結果を公表した。水への不安にデータで応える訴求の型といえる（本調査による評価）
- MIDAが2025年に承認した日本からの製造業案件は44件・外国投資額RM38億8,700万（約1,555億円）である。進出日系企業は1,657社、マレーシア日本人商工会議所（JACTIM）の会員は647社であり、現地には日系の商流と人材の基盤がある

留意点

- DOEへの届出：新たな排出源となる工事の前に環境局長への書面届出が要り（規則4）、処理設備（IETS）は専門技術者が設計・監督する（規則5）
- 保守運用（O&M）：設備の性能は現地の保守体制に左右されるため、代理店側の技術者の育成が要る
- 入札（テンダー）：公的な関与がある案件では、入札手続と官民の関係構築が受注の前提になる
- 代理店契約：独占権の範囲、販売目標、保守の分担を契約で明確にしておくことが、継続的な取引の前提になる

CHAPTER 3

産業廃棄物処理分野

概観／スケジュール廃棄物の区分と義務／社会課題・ニーズ／SAF／ポテンシャルと留意点

3-1 概観とスコープ

バリューチェーン（本調査は工場・産業向けに限定）

工場（排出）



分別・保管



許可施設での処理



資源化／エネルギー化

スコープと需要の中心

- 対象：工場で発生する固形廃棄物と有害廃棄物（スケジュール廃棄物）の処理と資源化（家庭ごみなどの都市廃棄物は対象外）
- 監督官庁は環境局（DOE）、根拠は環境品質法とスケジュール廃棄物規則2005である（1-5参照）
- 有害性のある廃棄物は77のコード（SW1～SW5）に分類され、排出事業者自身に適正な保管・処理の責任がかかる（規則8、3-2参照）
- 需要の中心は、汚泥・スケジュール廃棄物の適正処理、減容・資源化、エネルギー化（バイオガス・SAF原料）である
- 市場規模の目安：事業者の環境保護支出（年間RM31億、約1,240億円、2021年）のうち、廃棄物管理はRM8.0億（約320億円、25.8%）である
- 廃棄物を資源として使うSAF・バイオマスの分野は、国家エネルギー転換ロードマップ（NETR）で後押しされている（3-4参照）

3-2 スケジュール廃棄物の区分と排出事業者の義務

区分	主な内容	工場で発生する例（コード）
SW1	金属及び金属を含む廃棄物	粉じん・スラグ・ドロス・灰（SW104）
SW2	主に無機成分を含む廃棄物（金属・有機物を含み得る）	クロム・銅・ニッケル・亜鉛・鉛などの金属を含む汚泥（SW204）
SW3	主に有機成分を含む廃棄物（金属・無機物を含み得る）	使用済みの潤滑油（SW305）・作動油（SW306）、非ハロゲン系有機溶剤の廃液（SW322）
SW4	無機・有機いずれの成分も含み得る廃棄物	化学物質・鉱油などで汚染された容器・袋（SW409）、汚染されたウエス・プラスチック・フィルター（SW410）
SW5	その他の廃棄物	—

排出事業者の主な義務（スケジュール廃棄物規則2005）

- 発生から30日以内に局長へ届け出る（規則3）。保管は180日以内かつ20トン以下で、20トン超は局長の承認が要る（規則9）
- 容器にはコード、発生日、事業者の名称・住所・電話番号を表示する（規則10）。記録は3年間保存する（規則11）
- 処分は所定の施設に限られ（規則4）、排出事業者は適正な保管・処理又は所定の施設への引渡しを確保する（規則8）。運搬は委託票で追跡する（規則12）

3-3 社会課題・ニーズ：固形・有害廃棄物

77

スケジュール廃棄物のコード数（SW1～SW5）。有害性のある廃棄物を77種類に分類し、それぞれに管理方法が定められている

適正処理のニーズ

- マレーシアでは有害性のある廃棄物を「スケジュール廃棄物」と呼ぶ。規則2005は、排出した事業者自身に、届出・表示・保管の管理と、所定の施設での処分を義務付けている
- コード別の分類、保管、許可業者への委託を徹底する必要がある。義務は排出事業者自身にかかるため、委託先の選定も自社の管理の一部になる
- 汚泥・スラッジの減容と資源化。処分費は量に比例するため、減容はそのままコスト削減につながる
- SWコード別の処分費（RM/トン）の把握が調達判断の鍵になる。コードによって処理方法と費用が変わるため、該当コードの判定が出発点になる

規制強化（環境品質（改正）法2024、1-6参照）により、適正処理と資源化への投資圧力が一段と高まっている。処分費の上昇局面では、減容・資源化の設備投資が回収しやすくなる。

3-4 廃棄物の資源化：SAF（持続可能航空燃料）

1% → 47%

SAF混合の方針（開始→2050年）

2026年1月

ジョホールで国内初の商業規模のSAFプラントが開所した

商機：廃棄物利用技術・回収網

- 国家エネルギー転換ロードマップ（NETR、2023年）が起点になっている
- 原料は廃食油（UCO）・POME・パーム残渣。パーム残渣は空果房（EFB）及びパーム核殻（PKS）を指す
- 2023年7月、PETRONASとプランテーション・一次産品省は給油所での廃食油の回収を3か所で始め、2026年7月には100か所に広げた。PETRONAS・Enilive・ユーグレナのバイオ精製所（ペンゲラン）は、2028年下半期の稼働を目指している
- 廃棄物の回収・前処理・利用の各段階に参入余地がある

留意点

- 廃食油（UCO）は輸出向けの需要が強く、供給が逼迫しがちである
- 原料の確保が事業リスクになる
- 規制・認証面の整備も途上にある
- 読み方：SAFは燃料を作る工程だけの話ではない。原料となる廃棄物を集め、選別し、前処理する工程が必要であり、そこに設備と運用の需要が生まれる
- 日本企業の関わり方：プラント本体ではなく、回収網の設計、前処理設備、排水・残渣の処理といった周辺工程に参入余地がある

3-5 ビジネスポテンシャルと参入の留意点

追い風（規制×政策）

- 環境品質（改正）法2024により、スケジュール廃棄物の違反には5年以下の拘禁刑が必ず科され、罰金の下限もRM10万（約400万円）となった（1-6参照）
- 排出事業者自身に届出・保管・表示・記録・委託管理の義務があり、適正処理と管理の仕組みに需要がある
- NETR（2023年）のSAF混合方針により、廃食油・POME・パーム残渣の回収と前処理に需要が生まれる
- 処分費は量に比例するため、汚泥の減容・資源化の設備投資は回収しやすい

日本技術の適合と留意点

- 汚泥の脱水・乾燥・減容と、有害成分の除去の技術が、処分費の削減と規制対応を同時に満たす
- 廃棄物の資源化（バイオマス・SAF原料）では、プラント本体より回収網・前処理設備・残渣処理の周辺工程に参入余地がある
- 留意点：スケジュール廃棄物の処分は所定の施設に限られるため、処理事業そのものより、排出事業者と許可業者への設備・技術の提供が現実的な入り口になる
- 留意点：廃食油（UCO）は輸出向けの需要が強く、原料の確保が事業の成否を左右する

CHAPTER 4

住環境家電分野

社会課題・消費者ニーズ／住環境家電のレンタル市場／規制・認証／参入事例

4. 住環境家電分野

4-1 社会課題・消費者ニーズ

住環境家電は、日本企業が現地の販売・レンタル事業者を通じて、消費者に製品を届ける商流を指す。都市の消費者が抱える課題は、次の4つに整理できる。

水への不信

無収水率（NRW）約34%（2025年）と配管系統での汚染懸念により水道水への不信が根強く、家庭用浄水器需要の基盤になっている

省エネ志向

電気代と環境・社会・ガバナンス（ESG）意識から、最低エネルギー性能基準（MEPS）で高評価（5つ星）の家電への需要が高まっている。対象家電には星評価の表示が義務付けられており（EECA第17条）、省エネ性能が購買時に直接比較される

省スペース

都市部の住居が狭小化しており、タンクレス設計と多機能化への要求が強まっている。設置面積の小ささは、製品選定の実質的な条件になりやすい

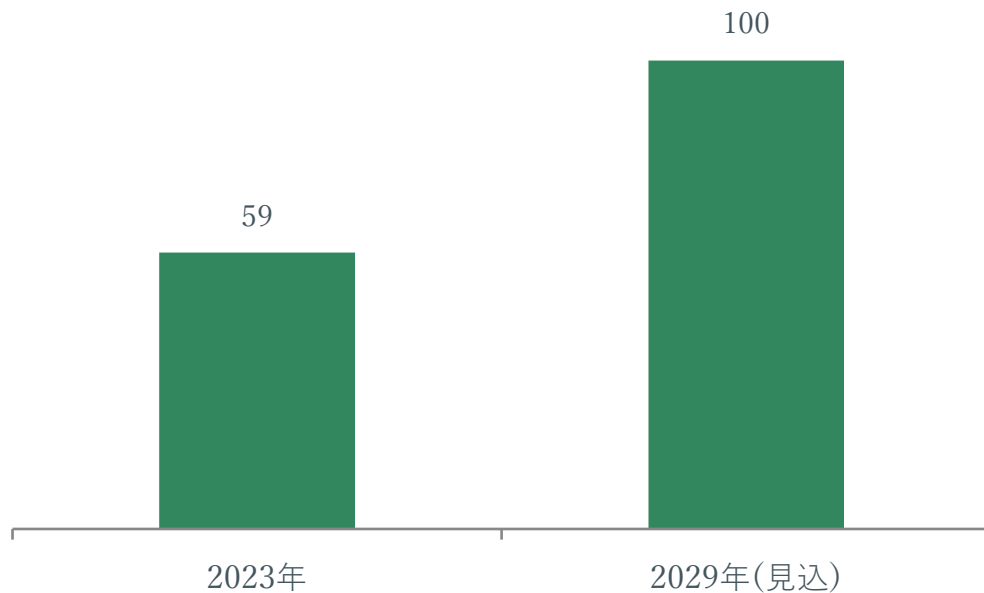
健康・空気

パンデミック以降と、ヘイズ（煙害）の時期には空気清浄機・除菌の需要が立ち上がる。需要には季節性があり、ヘイズの時期に山が立つ

消費者調査：持続可能なブランドを選好67%、環境配慮品なら割高でも購入64%（YouGov〔2022〕）。ただし普及の鍵は「手頃な価格」で、持続可能な消費を促す施策として最多の33%が挙げた（Rakuten Insight〔2024〕）。

4-2 住環境家電のレンタル市場の概況

家電・生活用品レンタル市場規模 (RM億)



注：出典で値の揃う2年のみを掲載している。1リンギ約40円で換算すると、2023年は約2,360億円、2029年は約4,000億円となる。

シェアと成長

- 市場規模は2023年の約RM59億（約2,360億円）から、2029年には約RM100億（約4,000億円）が見込まれる
- 2023年から2029年にかけて年平均で約9%の成長になる計算である
- CUCKOOは売上で19.6%、稼働契約件数で23.1%のシェアを持つ業界2位である（いずれも2024年推計）
- 市場の首位はCowayで、浄水器の台数シェアは54.5%である（2024年推計）
- CUCKOOの参考指標：稼働契約 約110万件（2023年）、平均レンタル期間 約5年、解約率10～14%（過去3年）

4-3 規制・認証とポテンシャル

電気安全 (ST・SIRIM)

電気規則1994の規則97により、エアコン・冷蔵庫など規制対象の34品目は、エネルギー委員会 (ST) の承認書 (CoA) とSIRIM-STラベルが、製造・輸入・販売の条件になる。試験・認証はSIRIM QASが担う。浄水器・空気清浄機は規制品目に含まれないため、製品ごとに確認する

MEPS (省エネラベル)

エネルギー効率・保全法 (EECA 2024) が2025年1月に施行され、エアコン・冷蔵庫・テレビなどは効率証明書 (COE) と効率ラベルが流通・販売の条件になった (第17条・第18条)。ルームエアコン (冷房能力7.1kW以下) は、2026年1月から星評価の基準が厳しくなった

MyHIJAU / GITA資産

MGTCが運営する政府公式のグリーン認証。掲載された資産を自社用に導入した企業は、適格資本支出の60%又は100%を法定所得の70%と相殺できる (GITA資産。2026年末までの支出が対象)

示唆：認証取得は「コスト」ではなく、低価格の非認証品に対する参入障壁であり、信頼の裏付けとして戦略的に活用できる。日本製品は価格で競うと不利になりやすいが、SIRIM・MEPS・MyHIJAUを揃えることで、価格以外の土俵に持ち込める。

4-4 参入事例・留意点

韓国勢の成功モデル

- Coway・CUCKOOは、製品ではなく「定期メンテナンスという安心」を売るレンタル、すなわちサービス化で成功している
- 月額制により初期費用の障壁を下げ、利用者の裾野を広げた
- 結果として長期のストック収益を築いている
- CUCKOOの経営陣にはCoway出身者が中核として入っている
- 日本企業例：パナソニックは2024年、現地の水道水を対象とした大学との共同研究の結果を公表し、自社の浄水カートリッジの性能を訴求している。韓国勢のレンタル（サービス化）に対し、製品性能を軸とした訴求である（本調査による評価）

参入課題・留意点

- レンタルは製品を先に届けて月額で回収するため、初期のキャッシュアウトが大きい。損益分岐までの資金繰りが要点になる
- 全土をカバーする保守網の構築にコストがかかる
- 現地の相手先ブランド製造（OEM）・設計製造（ODM）・代理店の活用により、初期投資を圧縮できる
- ハードの品質を「月額モデルとアフターサービス」に接続できるかが成否を分ける
- 読み方：住環境家電分野で問われるのは製品の良さより、月額で回収し続ける体制を作れるかである。技術力だけでは差が付きにくい

CHAPTER 5

日本企業の参入に向けて

横断SWOT／参入の進め方

5-1 横断SWOT（日本企業の視点）

S 強み

- 膜処理・高度水浄化の技術力と、厳しい排水基準を満たしてきた実績
- 省エネ・水再利用・排水ゼロ化（ZLD）のノウハウ
- 品質と信頼性への評価（水質が崩れると事業が止まる陸上養殖などで効く）

O 機会

- 環境品質（改正）法2024による、規制起点の確実な更新需要
- POME・SAF・陸上養殖など、水処理技術の応用分野の拡大
- 経済連携協定による関税面の優位と、認証（SIRIM・MEPS・MyHIJAU）による差別化

W 弱み

- 現地の保守（O&M）網と営業体制を持たない
- 低価格品と比べた価格競争力
- 現地での導入実績と知名度の不足

T 脅威

- 現地のEPC事業者、外資の水処理大手、韓国勢のレンタル事業者との競合
- 原料・コストの変動（SAFの原料となる廃食油など）
- 公的な関与がある案件での入札手続の不確実性

示唆：弱みの多くは、現地の商流を持たないことに起因する。代理店・EPC事業者と組むことで保守網と営業体制を補い、強みである技術と品質を前面に出せる（本調査による評価）。

5-2 参入の進め方の示唆

④商談パートナー

本事業の商談会で、現地の代理店、EPC事業者、水処理エンジニアリング会社と出会い、取引の相手を見つける

①輸出・代理店

日本からの輸出で取引を始める。関税・売上税と特惠税率を確認し、代理店契約で販売と保守の分担を決める

②認証

SIRIM・MEPS・MyHIJAUの認証を取得し、低価格の非認証品に対する参入障壁として使う

③展開

需要が確実な産業用水処理・産業廃棄物処理を核に、POME・SAF・陸上養殖へ広げる。現地拠点の設立は、取引が軌道に乗った後に検討する

市場全体の追い風と個別案件の成立可能性は分けて判断し、規制起点で確実に生まれる需要から、モノの取引として始める。

出典一覧・その他・免責

① 政府・法令・公的統計：

DOSM（GDP 2025・環境保護支出・Selected Agricultural Indicators 2024）／経済省（第13次マレーシア計画・NETR）／農業・食料安全保障省（NAP 2.0）／DOE（EQA1974・各規則、Scheduled Wastes Regulations 2005）／DOF（養殖部門・SPeKS AKUA）／Akta A1712及び官報P.U.(B) 243/2024／ST（電気機器の承認・EECA）／MGTC・MIDA／BNM／RMCD／MITI／USDA FAS／World Bank（FAO）／JETRO「マレーシア 概況・基本統計」／日本商工会議所（特定原産地証明書）

② 国際機関・業界団体・専門機関：

MPOB（JOPR・Palm Oil Developments）／FAOLEX（法令本文）／JICA／United for Efficiency／SIRIM QAS／Frontiers 2025／PwC「Malaysian Tax Booklet」 「Worldwide Tax Summaries」／Skrine

③ 企業公式・開示・調査会社：

CUCKOO目論見書（Frost & Sullivan）／Bursa Digital Research／Mercury Securities／Panasonic Newsroom／PETRONAS／YouGov／Rakuten Insight／Global Market Insights

④ 報道・その他（参考）：

Malay Mail／The Star／The Edge Malaysia／Bernama／Channel News Asia

⑤ 為替レート：

1リンギ約40円で換算。

※本資料は、日本企業が商談会への参加を検討する際の参考として、バイヤー面談を経る前の公開情報及び一次情報の範囲で取りまとめたものであり、投資判断・法的助言を構成しない。処理コスト等の一部は、案件ごとに条件が異なるため、個別の商談の中で確認する性質の情報である。

【免責事項】

本レポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）クアラルンプール事務所が環境関連の企業中心に作成委託し、2026年8月時点までに入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

本報告書の作成者

本報告書は、マレーシアに拠点を置く Borderless Consulting Sdn. Bhd. が作成しました。法務・経営・現場を横断する実務特化型の支援で、日本企業の東南アジア展開を後押ししています。

クロスボーダーM&A仲介

日本企業と東南アジア企業をつなぐ仲介業務である。売り手と買い手の双方にとって持続可能な、友好的なマッチングを重視している。マレーシア拠点の現地ネットワークを活用する。

ファイナンシャル・アドバイザー

M&A及びジョイントベンチャーの検討から実行までを支援する。バリュエーション、デューデリジェンスの調整、条件交渉とSPA・SHA等の契約書作成、PMI（統合）支援までを担う。

ESGコンサルティング

再生可能エネルギー・インフラ投資プロジェクトの組成と支援を行う。カーボンタックスなど各国の環境規制への対応と、ESGに関するデューデリジェンスも取り扱う。

代表者

三澤 充（Mitsuru Misawa） Managing Director

弁護士（日本国）／LL.M.（米国法学修士）／MBA（経営学修士）

- 日本及びASEAN各国、具体的にはインドネシア、シンガポール及びマレーシアでの駐在・実務経験を有する。
- 法務の専門性と経営者としての視点を併せ持ち、クロスボーダーM&A案件を手がけてきた。
- 日本ではボーダレス経営法律事務所（東京都港区）の代表弁護士を務める。

会社概要

- 会社名：Borderless Consulting Sdn. Bhd.
- 所在地：Level 23-1, Premier Suites, 1 Mont Kiara No 1, Jalan Kiara, 50480 Kuala Lumpur, Malaysia
- 事業内容：クロスボーダーM&A仲介、ESGコンサルティング及びファイナンシャル・アドバイザー
- 連絡先：info@borderless.com.my / <https://www.borderless.com.my/>